地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その使途が社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松前町の令和７年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

地方消費税交付金　　176,412千円　（うち社会保障財源化分101,230千円）

社会保障経費その他社会保障施策に要する経費　　（単位千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国道支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	816,267	340,222	7,100	8,923	93,558	366,464
（社会福祉総務費）	(428,494)	(326,279)	(7,100)	(5,281)	(18,270)	(71,564)
（社会福祉施設費）	(2,982)			(3)	(606)	(2,373)
（老人福祉費）	(384,791)	(13,943)		(3,639)	(74,682)	(292,527)
児童福祉	156,177	104,463	10,400	3,590	7,672	30,052
（児童福祉総務費）	(119,142)	(71,148)	(10,400)	(3,590)	(6,916)	(27,088)
（児童措置費）	(37,035)	(33,315)			(757)	(2,963)
合　　計	972,444	444,685	17,500	12,513	101,230	396,516

※　地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。